

国民年金

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

新年度分の申請は4月からできますので、ご希望の方は住所地の市町村役場またはお近くの年金事務所（郵送可）で申請ください。

●**対象者**／大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学し、本人の所得が基準以下の学生。

※所得の目安

118万円＋（扶養家族の数×38万円）以下

●**申請に必要なもの**

- ・国民年金手帳
- ・学生証または在学証明書
- ・印鑑（本人自署の場合は不要）

●**保険料の追納**

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

問 吉備庁舎住民課・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

保険

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更

平成28年度および平成29年度保険料は、等しく負担していたが、均等割額（4万4,177円）と、所得に応じて決まる所得割額（8.93％）の合計額です。所得の少ない方などに軽減措置があり、その措置が表のとおり変更されます。

なお、均等割の5割軽減、2割軽減の対象が拡大され、9割軽減、8.5割軽減に変更はありません。

※元被扶養者の方のうち、所得により軽減措置の割合が9割および8.5割に該当される方は、その割合が適用されます。

平成29年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

| | 所得割軽減 | 元被扶養者均等割軽減 |
|-------------|-------|------------|
| 【参考】平成28年度 | 5割 | 9割 |
| 【変更後】平成29年度 | 2割 | 7割 |

問 吉備庁舎住民課・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・4288・6688

健康

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ 29年度医療・歯科健康診査

対象の方には5月下旬に受診券を直接お送りします。受診券発行の申し込みは必要ありません。

●**医療健康診査**

- ・実施期間／6月1日～平成30年2月28日
- ・自己負担金／無料（平成29年度から）
- ・持ち物／保険証、受診券、受診票（問診票）
- ・実施場所／受診券に同封する一覧表に記載された医療機関
- ・検査項目／問診、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察）、脂質（中性脂肪、HDL、LDL）、肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、尿・腎機能（尿糖、尿タンパク）、代謝系（ヘモグロビンA1c）

※貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値）、心機能（心電図検査）、眼底検査については医師が必要と判断した場合に追加検査実施

・その他

既に同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は、受けなくても構いません。

生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医にご相談ください。

●**歯科健康診査**

- ・対象者／平成28年度中に75歳、80歳、85歳、90歳以上の誕生日を迎えた方
- ・実施期間／6月1日～平成30年2月28日
- ・自己負担金／無料
- ・持ち物／保険証、受診券、受診票（問診票）
- ・実施場所／受診券に同封する一覧表に記載された医療機関
- ・健診項目／問診、口腔診断、口腔機能検査

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・4288・6688

特定健康診査 受診券を発行します

平成29年4月1日以降で国民健康保険に加入された40歳以上の方、また平成29年度に75歳になる方で75歳の誕生日までに特定健康診査受診を希望される方は、健康推進課までご連絡ください。

無料で特定健康診査を受診いただける受診券を発行します。

問 金屋庁舎健康推進課